

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>1 適用</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p><u>(3) 本約款は当社ホームページ上に開示いたします。</u></p> <p>2 供給条件および料金表の変更</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) イ (1) から (3) の場合で、供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、<u>電磁的方法</u>での開示、<u>又は</u>その他当社が適当と判断した方法により行います。</p> <p>ロ (1) から (3) の場合で、契約締結後の書面交付を行う場合は、<u>当社ホームページ上での開示、又はその他</u>当社が適当と判断した方法により行い、本約款等の変更前の内容、変更後は本約款等の変更後の内容、ガス小売供給契約（以下「供給契約」といいます。）の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) 本約款等の変更が法令による形式的な変更や、本約款等の実質的な変更をとまなわない内容である場合には契約締結前の書面を交付することなく変更事項のみをお知らせし、契約締結後の書面の交付を省略する<u>もの</u><u>といたします。</u></p>	<p>1 適用</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>2 供給条件および料金表の変更</p> <p>(1) ~ (3) 省略</p> <p>(4) イ (1) から (3) の場合で、供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示、その他当社が適当と判断した方法により行います。</p> <p>ロ (1) から (3) の場合で、契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、本約款等の変更前の内容、変更後は本約款等の変更後の内容、ガス小売供給契約（以下「供給契約」といいます。）の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。</p> <p>(5) なお本約款等の変更が法令による形式的な変更や、本約款等の実質的な変更をとまなわない内容である場合には契約締結前の書面を交付することなく変更事項のみをお知らせし、契約締結後の書面の交付を省略することがあります。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>6 供給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たにガスの供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。当社が必要とする場合は、お客様の氏名および住所を証明するもの（供給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、供給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。なお、お客様は、本約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務をお客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者へ当社が通知することがあることについて、承諾するものといたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ～ハ 省略</p> <p><u>ニ 当社が電磁的方法（インターネット及び当社公式アプリをいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限りま）に加入すること。</u></p>	<p>6 供給契約の申込み</p> <p>(1) お客様が新たにガスの供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款等を承諾のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。 イ 契約種別 ロ 引込地点 ハ 需要場所（供給地点特定番号を含みま す。） ニ 使用開始予定日 ホ 需要場所におけるガス機器 ヘ 料金の支 払方法および料金表に定める事項 ト 付帯メニューに定める事項 チ その他 当社が必要とする事項 ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電 話等による申込みを受け付けることがあります。また、当社が必要とする 場合は、お客様の氏名および住所を証明するもの（供給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、供給契約の名義が個人のときは運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。なお、お客様は、本約款等によって支払いを要することとなった料金その他の債務をお客様が当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客様の氏名、住所、支払状況等の情報を他のガス小売事業者へ当社が通知することがあることについて、承諾するものといたします。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>イ～ハ 省略</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>13 附帯メニュー 割引プランでは、適用条件等を定めます。</p> <p>16 ガス使用量の算定 (1) ～ (2) 省略 (3) 当社は、使用量を算定したときは、<u>電磁的方法（インターネット又は当社公式アプリをいいます。）</u>によって提供するサービスによりその使用量をお客さまにお知らせいたします。 <u>ただし、お客さまが書面による使用量の通知（以下「検針票」といいます。）をご希望される場合は、検針票の作成・送付に要する実費相当額はお客さまにご負担して頂きます。</u></p> <p>20 料金その他の支払方法 (1) ～ (2) 省略 (3) (1) イ、ロの支払手続きが完了するまでは、料金を払込（コンビニエンスストア払い）の方法でお支払い頂きます。ただし、<u>当社が必要と認められた場合は払込票によりお支払いいただくことがあります。</u> (4) (3) の払込（コンビニエンスストア払い）の払込用紙を発行する場合、原則として払込用紙の発行・<u>送付に要する実費相当額はお客さまにご負担して頂きます。</u> (5) 省略</p>	<p>13 附帯メニュー (1) 料金およびお客さまが購入するガス器具に付帯して提供する附帯メニューに関する詳細事項は、割引プランにて定めます。 (2) 割引プランでは、適用条件等を定めます。</p> <p>16 ガス使用量の算定 (1) ～ (2) 省略 (3) 当社は、使用量を算定したときは、すみやかにその使用量をお客さまにお知らせいたします。</p> <p>20 料金その他の支払方法 (1) ～ (2) 省略 (3) (1) イ、ロの支払手続きが完了するまでは、料金を払込（コンビニエンスストア払い）の方法でお支払い頂きます。ただし、お客さまが払込を希望される場合はあらかじめ当社に申し出ていただきます。 (4) (3) の払込（コンビニエンスストア払い）の払込用紙を発行する場合、原則として払込用紙の発行に係わる手数料として300円(税別)を請求しません。 (5) 省略</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>26 供給の停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。<u>また、ガスの供給停止に要する作業費相当額はお客さまにご負担して頂きます。</u></p> <p>27 供給の制限等の解除</p> <p>(1) 第26項（供給の停止）の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。供給の再開は原則として、<u>9時30分から16時</u>の間に速やかに行います。</p> <p>29 供給契約の変更</p> <p>(1) お客さまがガスの供給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たにガスの供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合、当社は、供給契約の変更前は、供給契約の変更前内容を、変更後は、供給契約の変更後内容、供給契約の成立日ならびに当社の名称、<u>登録番号</u>および所在地を紙媒体<u>又は電磁的媒体</u>等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。</p>	<p>26 供給の停止</p> <p>当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>27 供給の制限等の解除</p> <p>(1) 第26項（供給の停止）の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。供給の再開は原則として、9時から17時の間に速やかに行います。</p> <p>29 供給契約の変更</p> <p>(1) お客さまがガスの供給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たにガスの供給契約を希望される場合に準ずるものといたします。</p> <p>(2) (1)の場合、当社は、供給契約の変更前は、供給契約の変更前内容を、変更後は、供給契約の変更後内容、供給契約の成立日供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を紙媒体等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。</p> <p>なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>32 解約等</p> <p>(1) イ省略 口お客さまが料金<u>の</u>支払期日を経過してなお支払われない場合 ハお客さまが他の供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金<u>の</u>支払期日を経過してなお支払われない場合 ニ省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) (1) および (2) の場合には、あらかじめその旨を文書<u>又は電磁的方法</u>等でお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 当社は、同一条件での供給契約の継続が困難となる場合等当社が必要と認める場合には、解約の3か月前までにその旨を紙媒体<u>又は電磁的方法</u>等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせのうえ、供給契約を解約することがあります。ただし、供給契約の解約のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない場合には、紙媒体<u>又は電磁的方法</u>等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。</p>	<p>32 解約等</p> <p>(1) イ省略 口お客さまが料金<u>を</u>支払期日を経過してなお支払われない場合 ハお客さまが他の供給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金<u>を</u>支払期日を経過してなお支払われない場合 ニ省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) (1) および (2) の場合には、あらかじめその旨を文書等でお客さまにお知らせいたします。</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 当社は、同一条件での供給契約の継続が困難となる場合等当社が必要と認める場合には、解約の3か月前までにその旨を紙媒体等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせのうえ、供給契約を解約することがあります。ただし、供給契約の解約のお知らせに必要な情報の変更手続きをお客さまが怠ったことにより、お知らせができない場合には、紙媒体等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお知らせを発信した日にお知らせを行ったものとみなします。</p>
<p>34 ガス工事</p> <p><u>当該一般ガス導管事業者が維持及び運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の方法及びガス工事については、託送供給約款等に定めるところによるものといたします。</u></p>	<p>34 ガス工事</p> <p>(1) 当該一般ガス導管事業者が維持および運用する導管を介してお客さまがガスの供給を受ける場合のガス工事については、当社又は当該一般ガス導管事業者に申し込んでいただき、当該一般ガス導管事業者が施工いたします。ただし、当該一般ガス導管事業者が託送約款等で定める一定の工事</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>36 供給施設等の保安責任 (1) ~ (3) 省略</p>	<p>は、当該一般ガス導管事業者の承諾工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。 (2) 内管及びガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。 (3) お客様のために設置されるガス遮断装置は、原則としてお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。 (4) お客様の申し込みによりそのお客様のために設置される整流器は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。 (5) お客様の申し込みにより設置される昇圧供給装置は、お客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。 (6) ガスメーターは、当該一般ガス導管事業者所有のものを設置し、これに要する工事費は、お客様に負担していただきます。 (7) お客様所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替え等に要する費用をいいます。）はお客様に負担していただき、当該一般ガス導管事業者の供給施設の修繕費は、当該一般ガス導管事業者が負担することを原則といたしません。 (8) その他ガス工事に関する事項は、託送約款等によります。</p> <p>36 供給施設等の保安責任 (1) ~ (3) 省略 (4) 当該一般ガス導管事業者は、当該一般ガス導管事業者所有の設備について維持管理の責任を負うものとします。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>37 周知および調査義務</p> <p>(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、<u>電磁的方法</u>等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。</p> <p>38 保安に対するお客さまの協力</p> <p>お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。</p> <p>これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。</p> <p>(2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。</p>	<p>37 周知および調査義務</p> <p>(1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。</p> <p>38 保安に対するお客さまの協力</p> <p>お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。</p> <p>(1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。また、当社がガス漏れを感知したときは、ただちにガス遮断装置、メーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者へ通知することがあります。</p> <p>これらの場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。</p> <p>(2) 当社または当該一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または当該一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客さまは、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知していただきます。</p> <p>なお、当社が、マイコンメーターの復帰操作等、中断の解除のための操作を行うことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、当社は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者へ通知することがあり</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p>(3) ～ (8) 省略</p> <p>39 お客様の責任</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならない。</p> <p>40 供給施設等の検査</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p><u>(4)</u> お客さまは、当該一般ガス導管事業者が (1) および (3) により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。</p>	<p>ます。</p> <p>(3) ～ (8) 省略</p> <p>39 お客様の責任</p> <p>(1) ～ (4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>① 省略</p> <p>② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならない。</p> <p>なお、改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣から当該所有者および占有者に協力するよう勧告されることがあります。</p> <p>40 供給施設等の検査</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 当該一般ガス導管事業者は、(3) により検査を行った場合には、その結果を、すみやかにお客さまにお知らせします。</p> <p>(5) お客さまは、当該一般ガス導管事業者が (1) および (3) により検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、または代理人を立ち合わせることができます。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 本約款の実施期日</p> <p>本約款は、<u>2021年4月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2 検針票の発行についての特別措置</p> <p><u>(1)当社は、お客さまのガス使用量を電磁的方法によりお知らせする環境が整うまでの間は、第16項(ガス使用量の算定)(3)にかかわらず、検針票によりお知らせいたします。この場合、検針票の作成・送付に要する実費相当額は当社の負担といたします。</u></p> <p><u>(2)当社は、お客さまのガス使用量を電磁的方法によりお知らせする環境が整い、かつ、(1)の取扱いを終了する場合は、あらかじめその旨を電磁的方法、又は、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p><u>(3)上記(2)の場合において、お客さまが検針票をご希望される場合には検針票の作成・送付に要する実費相当額はお客さまにご負担して頂きます。</u></p> <p>3 この約款の実施にともなう切替措置</p> <p><u>(1)この約款の実施前において変更前の小売約款(2019年10月1日実施)の適用を受けているお客さまにつきましては、第16項(ガス使用量の算定)(3)にかかわらず、お客さまのガス使用量を検針票によりお知らせいたします。ただし、お客さまが電磁的方法によりガス使用量の通知を受け取ることを希望された場合は、当社は検針票の送付を停止いたします。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>本約款の実施期日</p> <p>本約款は、2019年10月1日から実施いたします。</p>

ガス小売供給約款 新旧対照表

新	旧
<p><u>(2) 当社は、お客さまのガス使用量を電磁的方法によりお知らせする環境が整い、(1)の取扱いを終了するときは、あらかじめその旨を電磁的方法、又は、その他当社が適当と判断した方法によりお客さまにお知らせいたします。</u></p> <p><u>(3)上記(2)の場合においてお客さまが検針票をご希望される場合には検針票の作成・送付に要する実費相当額はお客さまにご負担して頂きます。</u></p>	